

地方独立行政法人福岡市立病院機構業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成21年福岡市規則第139号。以下「規則」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により福岡市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人福岡市立病院機構定款（以下「定款」という。）第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
 - (2) 医療に関する調査及び研究
 - (3) 医療に関する従事者の研修
 - (4) 前3号に掲げる業務に付帯する業務
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、新薬の開発治験など、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(緊急時の市長の要求)

第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、市長から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の適正を確保するための体制の整備

(内部統制)

第5条の2 法人は、内部統制システム(役員(監事を除く。以下同じ。)の職務の執行が法、その他法令、規則及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

- 2 法人は、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。
- 3 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。
 - (1) 役員を構成員とする内部統制組織等の設置
 - (2) 内部統制推進責任者の指定
 - (3) 内部監査室の設置
 - (4) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
 - (5) 反社会的勢力への対応方針等
- 4 法人は、次の各号に掲げる業務実施の障害となるリスクへの適切な対応を可能とする体制を整備するものとする。
 - (1) 医療事故への対応
 - (2) 医療機器安全管理
 - (3) 医薬品安全管理
 - (4) 事故・災害等の緊急時に関する対応
 - (5) 情報漏えいや情報伝達不徹底への対応
- 5 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。
- 6 法人は、監事の権限及び監事のモニタリングに必要な事項を定めた監事監査規程等を整備するものとする。
- 7 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。
- 8 法人は、契約事務の適切な実施のため入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。
- 9 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書規程等を整備するものとする。
- 10 法人は、職員の懲戒基準を定めた規程等を整備するものとする。

第4章 業務委託等

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。